

厚生労働省健康局水道課後援
平成 20 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査結果について

全国給水衛生検査協会

1 趣旨及び目的

水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道検査機関については、外部精度管理調査を定期的に受けることが求められています。これまで、全国給水衛生検査協会が自主的に外部精度管理調査を実施してきましたが、この度、厚生労働省健康局水道課の後援をいただき実施することとしました。また、調査を適切に実施するため、当協会に学識経験者等から構成された企画委員会を設定し、その指導を受けて実施しました。 企画委員会の構成は、次のとおりです。

委員長	早川 哲夫	麻布大学大学院 教授
委員	桃井 宏之	横浜市健康福祉局健康安全部 生活衛生課長
委員	三浦 明	社団法人日本水道協会 工務部技術課副主幹
委員	山田 賢次	山田技術士事務所 所長
委員	青木 隆生	当協会簡易専用水道検査技術委員長

2 調査の概要

(1) 参加対象

簡易専用水道登録検査機関（当協会会員以外の機関の参加可能）

(2) 日程等

日 時：平成 21 年 2 月 6 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：5 支部（東北・北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、西日本）ごと 5 会場に分かれて開催しました。

参加者：5 支部合計で 102 機関（正会員 96 機関、非会員 6 機関）、210 名

(3) 参加費用

協会会員：1 機関あたり 14,000 円(税込み)

非会員：1 機関あたり 20,000 円(税込み)

(4) 調査の実施方法

- ①パワーポイントにより簡易専用水道の写真や図表を投影し、回答を求めました。
- ②回答は「簡易専用水道検査実務マニュアル（H19.9.30 発行版）」に準拠して行うこととし、同マニュアルの会場持ち込みを可とし、これ以外のテキスト類の持ち込みは禁止しました。
- ③また、同一機関内の検査員同士の相談は可能とし、他機関との情報交換は不可としました。

(5) 調査の結果

①調査の結果は100点満点で採点し、点数毎にS、A、B、C評価を行い、参加各機関に通知しました。(S:100点、A:99~90点、B:89~80点、C:80点未満)
評価S、A、B、Cの判定を受けた数及び割合は、次のとおりでした。

S : 47機関 (46.1%)

A : 30機関 (29.4%)

B : 16機関 (15.7%)

C : 9機関 (8.8%)

②判定評価の内容は、次のとおりです。

「S : 優秀」

貴機関は、平成20年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、優秀な成績を収められました。今後とも、現在の技術力を維持発展させ、検査の信頼性の確保に努めて下さい。

「A : 良好」

貴機関は、平成20年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、良好な成績を収められました。今後とも、技術力の一層の向上に努め、検査の信頼性の確保に努めて下さい。

「B : 一部疑義あり」

貴機関は、平成20年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、一部疑義のある結果となりました。今後は、平成20年度簡易専用水道検査外部精度管理調査標準回答書等を参考にして、現在の技術力をより向上させ、検査の信頼性の確保に努めて下さい。

「C : 要改善」

貴機関は、平成20年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、改善を要する結果となりました。今後は、平成20年度簡易専用水道検査外部精度管理調査標準回答書等を参考として、技術力の向上を図り、検査の信頼性の確保に努めてください。

(6) 報告

調査の結果は、企画委員会に報告し、審議をいただくとともに、後援をいただいている厚生労働省にも報告しました。